

議案第46号

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 について

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月17日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項を削り、同条第3項中「任期付短時間勤務職員」を「第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に改め、同項を同条とする。

第9条第1項中「から第7条まで」を「、第6条」に、「から第6条まで」を「、第5条」に改める。

第10条を削る。

第11条第1項中「第6条、第7条、」を削り、「、第17条並びに第19条」を「並びに第17条」に改め、「第6条、第7条及び」を削り、「、住居手当及び単身赴任手当」を「及び住居手当」に改め、「第5条、第6条及び」を削り、同条第2項中「第6条、第7条、」を削り、「、第17条及び第19条」を「及び第17条」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。